

安全データシート

【混合物用(塗料用)】

1. 化学物質等および会社情報

化学物質の名称 : ビスワン
 主な用途 : 内装ビス頭埋め用 (水の掛かる箇所への使用は適さない)
 会社名 : 中央ペイント株式会社
 住所 : 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中 2-1-25
 担当部門 : 生産技術部 担当者 : 泉谷昌樹
 電話番号 : (06) 6309-4151 FAX 番号 : (06) 6309-4857
 緊急連絡先 : (06) 6309-4151

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

急性毒性 経口 : 区分外
 経皮 : 分類できない
 吸入 (ガス) : 分類できない
 (蒸気) : 分類できない
 (粉塵, ミスト) : 分類できない
 皮膚腐食性/刺激性 : 区分外
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分外
 呼吸器感作性 : 分類できない
 皮膚感作性 : 分類できない
 生殖細胞変異原性 : 分類できない
 発がん性 : 分類できない
 生殖毒性 : 分類できない
 特定標記臓器/全身毒性 (単回暴露) : 分類できない
 特定標記臓器/全身毒性 (反復暴露) : 分類できない
 吸引性呼吸器有害性 : 分類できない
 水性環境有害性 (急性) : 区分外
 水性環境有害性 (慢性) : 区分外
 オゾン層への有害性 : 知見なし

【GHS ラベル要素】

なし

【注意喚起語】

なし

【危険有害性情報】

なし

【注意書き】

(安全対策)

取扱い後は手及び身体をよく洗うこと。

保護手袋/保護衣/保護メガネ/保護面を着用すること。

(応急処置)

- | | | |
|------------------|---|--|
| 火災の場合 | : | 消火するために(製造業者/供給者又は規制所管官庁指定する適当な手段)を使用すること。 |
| 皮膚に付着した場合 | : | 付着物を拭き取り、水と石鹼でよく洗う。かゆみ、炎症などの症状が発生した場合は、速やかに皮膚科医の診断を受ける。 |
| 吸入した場合 | : | 被災者を空気が新鮮な場所へ移動後安静にし、速やかに医師の診断を受ける。 |
| 眼に入った場合 | : | 直ちに清浄な水で15分以上まぶたの裏側を含めて洗眼した後(コンタクトレンズ使用者はできる限りコンタクトレンズを外して)眼科医の診断を受ける。 |
| 眼刺激が続く場合 | : | 医師の診断/手当てを受けること。 |
| ばく露又はばく露の懸念がある場合 | : | 医師の診断/手当てを受けること。 |
| 漏出した場合 | : | 作業時は必ず保護具を着用し、漏出物に触れない。適切に処理すること。 |

(保管)

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

(廃棄)

内容物/容器を(国際, 国, 都道府県, 又は市町村の規制に従って)に廃棄すること。

GHS 分類に該当しない他の危険有害性

特になし

3. 組成・成分情報

- | | | |
|-------------|---|--------------------------------|
| 化学物質・混合物の区別 | : | 混合物 |
| 化学名又は一般名 | : | アクリルエマルジョン系パテ材 |
| 組成 | : | 人造鉱物繊維 : 20~30% ※ほう素化合物を1.0%含有 |
| | : | シリカ : 1%未満 |
| | : | その他 : 74%以上 |

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を空気が新鮮な場所へ移動後安静にし、速やかに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

付着物を布にて素早く拭き取る。

大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。

溶剤、シンナーは使用しないこと。

外観に変化が見られたり、かゆみ、炎症などの症状が発生した場合は、速やかに医師の診断を受ける。

眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上まぶたの裏も含めて洗眼する。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

眼科医の診断を受けること。

飲み込んだ場合

水で口の中を洗浄し、直ちに医師の診断を受ける。

嘔吐物は飲み込ませないこと。

医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護

適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。

換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤 : 粉末、二酸化炭素、泡、乾燥砂、霧状水

使ってはならない消火剤 : 棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。

消火方法

適切な保護具（自給式呼吸器、防火服、防災面等）を着用する。

安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除く。

指定の消火剤を使用すること。

燃焼生成ガスは有毒な一酸化炭素を含む。

消火活動は風上より行う。

周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業の際には必ず保護具(保護手袋、保護マスク、長袖作業衣、呼吸器保護具、保護メガネ等)を着用し、漏出物に触れない。(8.ばくろ防止及び保護措置の項目参照)

屋内では換気をしっかり行う。
 屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
 周辺を立ち入り禁止にし、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

環境に対する注意事項

漏出物を直接、河川や下水に流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法・機材

漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
 スコップ、ウエス等で回収する。大量の流出には盛土などで流出を防ぐ。
 水での洗浄なども、河川等への流出、環境汚染を引き起こす恐れもあり注意する。
 密封できる容器に回収後、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。
 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
 取扱い後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

保管

日光の直射を避け、通風のよいところに保管する。
 保管時の温度は5℃以下 35℃以上にならないようにする。
 製品の容器包装材料にて保管する。
 盗難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管する。

8. ばく露防止および保護措置

組成物質の管理濃度および許容濃度

成分	管理濃度	許容濃度 ACGIH(TLV)
該当なし	—	—

設備対策

屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露等から避けられるような設備にすること。

呼吸器の保護

作業を行う場合には、適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

眼の保護具

取扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護

取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的および化学的性質

- ・状態 : 均一なペースト状
- ・臭い : エマルジョン臭
- ・粘度 : 1600Pa (20℃)
- ・沸点 : データなし
- ・燃焼又は爆発範囲の上限 : データなし
- 下限 : データなし
- ・蒸気圧 : データなし
- ・その他 : 特になし
- ・色 : クリーム色
- ・pH : データなし
- ・比重 : 約 0.4 (20℃)
- ・引火点 : データなし
- ・自然発火温度 : データなし

10. 安定性および反応性

製品の安定性

保管の項目記載の保管条件で安定。

避けるべき条件

知見なし

混触危険物質

知見なし

危険有害な分解生成物

知見なし

11. 有害性情報 (危険有害性物質を対象)

《該当なし》

12. 環境影響情報

- 生態毒性 : 河川等に流出した場合はエマルジョン中の粘着による呼吸困難のため魚類が死亡する場合がある。
- 残留性・分解性 : 知見なし
- 生体蓄積性 : 知見なし
- 土壤中の移動性 : 知見なし
- オゾン層への有害性 : 知見なし

組成物質の水生環境有害性

成分	水生環境急性有毒性	水生環境慢性有害性
該当なし	—	—

13. 廃棄上の注意

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。廃塗料、容器などの廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法律に従って処理を行なうか、処理を委託すること。
空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14. 輸送上の注意

共通

取り扱い及び保管上の項の記載に従うこと。
容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にこなうこと。

国際規制

国連番号	:	非該当
国連分類	:	非該当
容器等級	:	非該当
海洋汚染物質	:	非該当
海上規制情報	:	IMO の規定に従う
航空規制情報	:	ICAO/IATA の規定に従う

国内規制

陸上規制情報	:	消防法の規定に従う
特別の安全対策	:	食品や飼料と一緒に輸送しない方が好ましい

15. 適用法令

労働安全衛生報

第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9 名称等を通知すべき危険物及び有害物

政令番号 312 : シリカ

政令番号 314 : 人造鉱物繊維

化学物質排出把握管理情報 (PRTR) 法

・ 特定第 1 種指定化学物質 : 政令番号 405 : ほう素化合物

毒物劇物取締法 : 非該当

16. その他情報

※参考文献

- ・ JIS Z7252(2014)「GHS に基づく化学物質の分類方法」
- ・ JIS Z7253(2012)「GHS に基づく化学品の有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内能表示及び安全データシート (SDS)」
- ・ 使用原料メーカー提供の安全データシート

本データシートは、作成時又は改定時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報等)を集めておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合は予告なく追加・修正を行い改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。

この SDS は、現時点で入手した資料に基づいて作成しております。当該製品の危険・有害性に関する情報および評価は原材料の情報から推定したものであり、必ずしも十分なものではありません。

御使用者の責任において安全な取扱い方法をお決めください。